

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成18年7月から19年3月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、当該期間のうち、申立人の平成19年4月1日から21年3月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、19年4月から21年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成22年9月1日から23年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円、23年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人の当該事業所における標準報酬月額に係る記録を、22年9月から23年8月までは22万円、及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月1日から19年4月1日まで
② 平成19年4月1日から23年10月1日まで

申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた給料額に比べ低くなっている。私は、申立期間①及び②のうち、一部の期間の給与明細書を持っているので、申立期間①及び②について、私が受け取っていた給与に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る

標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたところ、平成 19 年 8 月 22 日付けで、18 年 9 月 1 日の定時決定を取り消し、同年 7 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、申立期間①において、社会保険料を滞納していたことが認められる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は取締役であることが確認できるが、申立人は、「取締役として、製造部門の生産管理を担当していたが、社会保険事務には関与していない。」としているところ、複数の元同僚は、申立人は工場長であった旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 8 月 22 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 18 年 7 月から 19 年 3 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成 19 年 4 月 1 日から 23 年 10 月 1 日までの期間に係る年金記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間②のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 4 月 1 日から 23 年 10 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 3 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間②のうち、平成 19 年 4 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書、及び申立人の住所

地を管轄するB税務署が保管する源泉徴収票において確認及び推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19年4月から21年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与明細書及び源泉徴収票において確認及び推認できる給与支給総額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、当該期間について、長期間にわたって一致していないことなどから、事業主は、給与明細書等において確認及び推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成21年3月1日から22年4月1日までの期間について、申立人は、21年2月*日から22年2月*日までの期間について、傷病手当金を受給しているところ、申立人は、「手術のため仕事を休んで傷病手当金を受給した。9万8,000円の60パーセント分をもらっていたと思う。」と述べていることから、当該期間については、給与の支給が無かったものと考えられる上、当該傷病手当金を基に算出した標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、平成22年3月の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書により確認できる報酬月額はオンライン記録において確認できる標準報酬月額より低いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間②のうち、平成22年9月1日から23年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、前述の給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円、23年4月から同年6月までは標準報酬月額17万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成22年9月から23年8月までは22万円、及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成22年4月1日から同年9月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までの期間において、申立人は傷病手当金を受給していることから、当該期間については、給与の支給が無かったものと考えられる上、当該傷病

手当金を基に算出した標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、当該期間について、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月3日に、資格喪失日に係る記録を49年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月3日から49年3月15日まで

私は、昭和48年9月から49年3月までの間、A社で勤務していたにもかかわらず、申立期間の船員保険の加入記録が無い。

しかし、私が、申立期間中に伯父と一緒に正社員の甲板員として遠洋のB海洋まで、途切れることなく働いていたことは間違いなく、私の船員手帳にも、申立期間中に同社所有のC丸に乗船していたことが記載されている。

申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳では、申立人が昭和48年9月3日から49年3月15日までの間、A社に同社所有のC丸の甲板員として雇い入れられていたことが確認できる。

また、当該事業所は、商業登記簿謄本では平成20年6月*日付けで破産最終登記されており、申立期間当時に取締役であった元事業主は、当時の関係資料を保管していないとしながらも、「申立人の顔は思い出せないが名前は覚えている。船員保険は強制保険であったので、申立人が船員手帳を持っているのであれば、その雇入期間は必ず船員保険に入っているはずだ。」と述べている。

さらに、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に加入記録が確認できる元同僚のうち一人は、「申立人が若か

ったこと、皆から（姓ではなく）名で呼ばれていたことを覚えている。D市の船会社はどこも、船員を獲得するため船員保険に加入させていたので、申立人が船員手帳を持っているのであれば、その雇入期間は船員保険に入っているのではないか。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、i) 前述の元事業主が、「船員の給与は、D市の船主協会及び船員組合で職種に応じて取り決め、海運局に承認してもらっていた。ただし、漁労長の査定により多少の差はあったと思う。」と述べていること、ii) 当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に申立人と同じ甲板員であった6人の昭和48年9月の記録は、4万5,000円から5万6,000円までとなっており、その半数の3人（申立人が一緒にC丸に乗船したと主張する、その伯父を含む。）が5万2,000円となっていることから、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、平成16年9月30日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の元事業主は、申立期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで
私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社からC社に異動した時期に当たり、休むことなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（B社及び同社グループ会社の社会保険事務を担当する関連会社）提出の人事台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年12月1日付けでA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保

険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和39年3月にA社に入社し、その後、B社に異動となったが、同社を退職するまで同じ社員寮に居住していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和45年5月1日に、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者31人（申立人を含む。）のうち29人が、申立人と同様に、同年4月1日にA社の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A社が、B社に異動した者の資格喪失日を誤って社会保険事務所(当時)に届け出たものと考えられるほか、元同僚4人の証言から、申立人は、A社及びB社に継続して勤務（昭和45年5月1日にA社からB社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社の元事業主は既に死亡しており、また、昭和61年1月20日からB社の代表取締役であったその妻は、当時の関連資料を保管していないため不明で

あるとしているが、事業主が、前述の 29 人について、その資格喪失日を 45 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が 29 人全員を同年 4 月 1 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 12 月中旬頃まで
私は、申立期間当時、A 県 B 市にある C 社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、大学卒業後に A 県 B 市にある C 社に入社して営業を担当していた。」と述べているところ、オンライン記録では、申立人が主張する所在地に C 社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人が主張する所在地とは異なるものの、B 市を含む A 県内に、C 社又はこれと類似する名称で、申立期間当時に現存した厚生年金保険適用事業所が 4 社確認できるところ、いずれの事業所の事業所別被保険者名簿においても、申立期間及びその前後に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、元事業主及び元同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用についての証言を得ることができない。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。